

令和3年度版

恩給のしおり

総務省恩給相談室

〒162-8022

東京都新宿区若松町19-1

電話 03-5273-1400

この「恩給のしおり」は、恩給の受給などに必要な手続や大切なお知らせを掲載しています。
ご家族の方も、ぜひお読みいただきますようお願いいたします。

○ 恩給の支払いは年4回です。今後1年間の支払開始日は次のとおりです。

- ① 令和3年 7月 6日(火) (令和3年 4月分～ 6月分の恩給を支給)
- ② 令和3年 10月 6日(水) (令和3年 7月分～ 9月分の恩給を支給)
- ③ 令和3年 12月 21日(火) (令和3年 10月分～ 12月分の恩給を支給)
- ④ 令和4年 4月 6日(水) (令和4年 1月分～ 3月分の恩給を支給)

以下の場合、速やかに恩給相談室にお電話ください。

☎ 03-5273-1400

(恩給証書の記号番号をご用意の上、お問い合わせください。)

○ 恩給を受ける権利等がなくなった場合

- ① 受給者が亡くなられた場合
- ② 扶助料を受けている妻や子が婚姻された場合(事実上の婚姻関係にある場合を含みます。) 又は遺族以外の方の養子となられた場合
- ③ 傷病恩給又は扶助料の加給・加算者が亡くなられた場合
※ 亡くなられた時期、婚姻・養子縁組の時期や届出の時期により過払いが生じることがあり、
不当利得の返還請求を行うこととなりますので、ご注意ください。

○ 総務省に届け出ている住所を変更される場合

次の場合は、**住所変更の届出が必要となります。**

- ① 総務省からのお知らせの送付先として「住民票の住所と異なる住所」を希望される場合
- ② 総務省からのお知らせの送付先を「住民票の住所と異なる住所」から「住民票の住所」に変更される場合
※ 転居された場合は、念のため郵便局の窓口に転居届も提出してください。
なお、**転居届の転送期間は1年間です**ので、ご注意ください。
※ 送付先住所として「〇〇様方」等の記載がないと郵便物が届かない場合には、必ずその旨記載してください。

(注) 受給者が、**住所変更の届出をされないため**、この恩給のしおりと一緒に毎年6月末にお送りする「年金恩給等支払通知書」が**宛先不明で不着となった場合は、その年の10月以降、恩給の支給を差し止めることとなります**ので、ご注意ください。

なお、恩給の支給が差し止めとなった場合は、住所変更の届出等を受けた後に支給を再開いたしますが、お支払いまでしばらくお時間を頂くこととなりますので、ご了承ください。

(裏面もお読みください。)

○ 受給者が所在不明の場合

(所在不明の間の恩給は、支給を差し止めることとなります。)

恩給は、受給者だけが受けることができます。受給者が所在不明の場合で、受給者以外の方が恩給を受けたときは、不当利得の返還請求を行うこととなります。

また、不正受給として告訴する場合がありますので、ご注意ください。

○ 受取金融機関を変更される場合

振込先口座変更届の提出が必要となります。

恩給についてのご相談、お問い合わせは、恩給相談室へ

☎ 03-5273-1400

相談メールアドレス onkyusoudan@soumu.go.jp

- ◇ ご相談の際は、恩給証書の記号番号、受給者氏名、生年月日、相談者氏名及び日中連絡がとれる電話番号が必要となります。**ただし、恩給受給履歴、恩給年額等の個人情報に関することは、電話及び相談メールではお答えできません。**
- ◇ 電話の受付は、月曜日から金曜日（休日を除く）の9時から17時までです。

<恩給相談電話混雑状況>

	月曜日 (又は休日の翌日)	火曜日～金曜日
9時～10時	つながりにくい	つながりにくい
10時～12時	比較的つながりやすい	比較的つながりやすい
12時～13時	大変つながりにくい	大変つながりにくい
13時～15時	比較的つながりやすい	比較的つながりやすい
15時～17時	比較的つながりやすい	比較的つながりやすい

(注) 特に、年4回の恩給の支払開始日、月曜日又は休日明けの9時～10時、月曜日から金曜日の12時～13時の間は、電話が大変つながりにくくなっています。

◎ 恩給制度の概要については、総務省ホームページ [総務省恩給 検索](#) でご覧いただけます。「住所変更届」等の各種届出様式も掲載されておりますので、ご活用ください。

◎ **詐欺等の不審な電話にご注意ください。**恩給担当あてに提出された書類の記載内容について確認する場合を除き、原則として、恩給担当から、電話で恩給年額、預貯金口座番号などをお尋ねすることはありません。